

## 箱根町景観施策推進会議第 16 回会議 次第

日時：平成 25 年 8 月 22 日（木） 10：00 分から 10：30 まで 場所：分庁舎 4 階 第 6 会議室
--

### 1 あいさつ

### 2 議題

箱根町景観計画実施計画の取りまとめについて

箱根町公共サインガイドラインの運用について

その他

箱根町景観施策推進会議第 16 回会議 資料目録

箱根町景観計画 実施計画 平成 24 年度実施状況報告書 ... 資料 1

箱根町景観計画（概要版） ... 資料 2

日 時	平成 25 年 8 月 22 日(木) 10 時 00 分から 10 時 30 分まで	場 所	分庁舎 4 階 第 6 会議室
出席者	会議メンバー：8 名 都市整備課：清水課長、勝又主任主事、大木主任主事		
議題、会議概要等			
都市整備課長のあいさつの後に、次第に添って会議を進行したものである。			
1 景観計画実施計画のとりまとめについて			
資料 1 箱根町景観計画 実施計画 平成 24 年度実施状況報告書について、事務局から説明したものである。			
2 公共サインガイドラインの運用について			
本年度も、公共サインガイドラインの運用について検証を行うために、各課において作成するサインについてはガイドラインの運用基準に配慮し作成することを再確認した。また、サイン作成時には、都市整備課に相談するようお願いしたものである。			
3 その他			
箱根町景観条例、及び景観計画の届出に係る運用について、町が作成する建築物等についての取り扱いについて、事務局から説明した。 また、町内において塗装工事などを届出の対象になりながら、知らずに届出をせずに施行してしまう事業者が見受けられるので、何か気になる行為等があれば、都市整備課に連絡をしていただくようお願いしたものである。 その他、意見交換を行ったものである。			

箱根町景観施策推進会議 第 16 回会議 会議録

斜体は事務局

議題	箱根町景観計画実施計画のとりまとめについて
<p>事務局からの説明 (勝又主任主事)</p> <p>資料 1</p>	<p>景観計画実施計画は、景観計画の将来像へ向け、効果的・計画的に取り組むために、景観に関連する事業とその内容を明らかにし、平成 21 年度からまとめているものであり、景観計画で掲げる段階的取組の第一ステップである 5 年間の内の 4 年目が終了したものである。予定では、今年度で第一ステップが終了することになるので、今後の方策についての検討も必要だと考えられる。</p> <p>平成 24 年度分について、各課から提出いただいた報告を取りまとめたものが、資料 1 景観計画実施計画報告書である。</p> <p>内容については、例年実施されていることを継続的に取り組まれており、少しずつではあるが、箱根町の景観形成に向けて進んでいると思われる。</p>
<p>協議</p>	<p>いくつかの事業で今年度の予定に、施設の整備や、案内板の設置などが挙げられているので、実際に施行される場合には、事前に都市整備課へ相談されるようお願いしたい。</p> <p>近代化遺産調査・活用事業において文化財等の調査を行っているが、歴史的価値がある建造物を対象に行っているのか。</p> <p>文化財登録に向けて調査を行うものである。登録の基準に、建築から 50 年経っている建造物とあるので、建築から 50 年以上経っているものが調査の対象になる。その中には民家などもあるが、それらよりも別荘や旅館などの用途で建てられたものが優先的に調査の対象となっている。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>箱根の場合、そのような歴史的、景観的にも価値のある建物が、奥のほうに入り込んでいる場合が多く感じる。</p> <p>旅館などならともかく、別荘等だと、どうしてもそのような配置になっているものが多い。(生涯学習課)</p>
議題	箱根町公共サインガイドラインの運用について
<p>事務局から説明 (勝又主任主事)</p>	<p>平成 23 年度に公共サインガイドラインを策定し、運用しているところである。</p> <p>昨年度末に、ガイドライン策定後に作成したサインについて取りまとめ、アドバイザーを交えて検証したものであるが、その際に、今年度も公共サインの検証を行うことでメンバーの了承を得ているので、最終的に公共サインの管理台帳等の提出を依頼するので、よろしくお願いしたい。</p>

<p>協議</p>	<p>観光課では、今年度すでに案内板等の作成はおこなっているのか。 新規で作成するよりも補修がメインであり、基本的には既存物のデザインと同じにすることが多い。(観光課)</p> <p>では、ガイドラインの基準に沿った物への修繕は難しいのか。 それでも、都市整備課へ事前に相談するので、その際には協力願いたい。 (観光課)</p> <p>公共サインは主に、屋外へ掲出する物へ意識がいきがちだが、庁舎内等に掲出するようなものに関しても、できる範囲でガイドラインの基準に則した物にするよう協力願いたい。</p>
<p>議題</p>	<p>その他</p>
<p>事務局から説明 (大木主任主事)</p>	<p>箱根町景観条例・景観計画の届出の運用に関しては、策定時から各課に協力を得ているところであるが、景観に対して先導的な役割を担う中で、町が建てるような公な建築物等については、届出の規模の基準に該当しないものであっても、景観条例・景観計画で定めている制限に適合させて作成されたい。</p> <p>昨年度も、町内の公衆トイレや集会所を建設する際に、都市整備課に相談いただいた。中には、当初計画時では景観計画の制限に適合していなかったものを制限に適合するよう、協議したものもあった。</p> <p>また、昨今、一般の事業者が大規模建築物等の塗装工事等を施行する際に、届出が必要であることを知らずに、無届で着手してしまうようなケースが何件かあったので、町内を巡回する際に、何か気になるような行為があった場合には、都市整備課へ連絡をいただきたい。</p>
<p>その他 意見交換</p>	<p>景観上良くないということで、廃屋等に対する問い合わせが、都市整備課に寄せられる。基本的には個人の所有物であり私権で守られているので、行政としてどこまで対応できるか難しい。都市整備課と環境課、また建築指導の視点から県西土木など関連する機関で、対策していくことが必要になることも考えられる。</p> <p>また、行政が掲出しているような看板や施設等にもメンテナンスが行き届いておらず、汚損しているようなものも見受けられる。景観に関する意識が、少しずつ高くなっていく中で、苦情などにつながるケースも考えられるので、管理を行っていかねばならない。</p> <p>現在、ジオパークの総合案内板を、湯本駅前や函嶺洞門のバイパス整備地に設置することを検討しているが、一市三町(小田原・箱根・湯河原・真鶴)に跨る事業の場合は、それぞれの自治体の基準に合致したものを作る必要があるのか。(企画課)</p> <p>各エリアに設置するものであっても、連携して行う事業であれば、デザイン的なものは統一することで利用者が見やすくなる。おそらく、屋外広告物に関しては、箱根町内に掲出する際の基準が、一番厳しいと思うので、</p>

統一したデザインにするのであれば、箱根町の基準に適合せざるを得ない  
と思う。案内板を検討中ということなので、その点も考慮して作成に当た  
ってほしい。